

令和 5 年 1 月 16 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会 常任理事
細川 秀一
釜 菴 敏
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）

標記ガイドラインにつきましては、令和 2 年 7 月 31 日付「厚生労働省・経済産業省「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」について（情報提供）」（法安 50）（健Ⅱ 232）により情報提供させていただいたところです。

今般、別添のとおり、ガイドラインが改正された旨、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）等に対し事務連絡が発出されましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれまして本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知につきましても、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正後のガイドライン等につきましては、以下の厚生労働省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

【厚生労働省ホームページ（自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2023 年）】

- ・ガイドライン（第 2 版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001033541.pdf>

- ・新旧比較表

<https://www.mhlw.go.jp/content/001033540.pdf>

- ・【ガイドライン別添】情報共有シート

<https://www.mhlw.go.jp/content/001033542.docx>

事務連絡
令和5年1月6日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼
申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等については、「新型
コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬
送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け厚生労働省
健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガ
イドライン」という。）の適切な運用に努めていただいていることと存じます。

今般、別添のとおり、ガイドラインを改正しましたので、内容について御了
知の上、貴管内の葬儀・火葬関係者、医療機関、高齢者施設、市町村等の関係
者に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、葬儀業の関係団体に対しては、経済産業省から別途周知することとし
ておりますので、申し添えます。

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」(令和2年7月厚生労働省・経済産業省)の改正について

- 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」(令和2年7月厚生労働省・経済産業省)は、策定から2年以上経過しています。
- ガイドラインの策定以降、知見の集積が進み、ワクチン接種が行われ、治療の選択肢が出てきた中で、オミクロン株の特性を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の対策は変化しています。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの在り方も検討されています。このような中、これまでガイドラインは改正されておらず、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方について、遺体が納体袋に収容され顔が見えない、触れない、遺族等が葬儀・火葬等に参列できない、火葬待機期間が長くなる等の課題が生じています。
- 今般、新型コロナにより亡くなられた方の臨終後の対応、葬儀、火葬等について、遺族等の意思をできる限り尊重した取扱いが行われるよう、ガイドラインの改正を行います。

<改正後のガイドラインのポイント>

- 遺体に適切な感染対策(清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行う等)を講ずることにより、通常の遺体と同様に扱うことができ、納体袋に収容する必要はなくなります。
 - ※ ただし、遺体の状況により納体袋の使用をお願いいたします。損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋をご使用ください。
- 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に扱うことができ、納体袋に収容する必要はありません。
- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の通夜、葬儀については、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、通夜、葬儀を執り行うようお願いします。
 - ※ 「適切に感染対策」は、本ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策(清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等)を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること、基本的な感染対策(体調不良時のオンライン等の活用、三つの密(密閉・密集・密接)の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等)を徹底すること等を指します。
- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬について、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、火葬を執り行うようお願いします。
 - ※ 「適切に感染対策」は、本ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策(清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等)を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること、基本的な感染対策(体調不良時のオンライン等の活用、三つの密(密閉・密集・密接)の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等)を徹底すること等を指します。
- 適切な感染対策が実施されている場合は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた遺体とそれ以外の遺体で火葬時間帯を分ける必要はなく、遺族等の動線分離も必要ありません。
 - ※ 「適切な感染対策」は、本ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策(清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等)を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること、基本的な感染対策(体調不良時のオンライン等の活用、三つの密(密閉・密集・密接)の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等)を徹底すること等を指します。
- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の拾骨について、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、拾骨を執り行うようお願いします。
 - ※ 「適切に感染対策」は、本ガイドラインに記載している、基本的な感染対策(体調不良時のオンライン等の活用、三つの密(密閉・密集・密接)の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等)を徹底すること等を指します。

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月厚生労働省・経済産業省）のポイントについて

- 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に取り扱う。（情報共有シートで「感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられ、特別な感染対策が必要な遺体であるか」を確認）

感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられ、特別な感染対策が必要な遺体である場合

エンゼルケア(死後処置)において、遺体に適切な感染対策を実施

遺体に、清拭、鼻・肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行う。

※ サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）を着用



納体袋は必要なくなる

※ 損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋を使用

納棺において、遺体を棺に入れた後に棺表面を清拭・消毒

遺体を棺に入れた後、遺体に触れた手袋とは別の手袋をして、棺表面を清拭・消毒を行う。

※ 遺体に納棺で棺に入れる際に触れる場合は、サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン（又は使い捨てエプロン）を着用

棺表面を清拭・消毒した後は、適切な手指衛生（遺体に触れたら、自身の顔などを触れる前に手洗い等の手指衛生を実施）の下で、通常の棺と同様に取り扱う。



通夜、葬儀において、適切に感染対策を実施

遺族等の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、通夜、葬儀を実施。

※ 「適切に感染対策」は、ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること、基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底すること等

遺体に触れたら、自身の顔などを触れる前に手洗い等の手指衛生を行う。



火葬において、適切に感染対策を実施

遺族等の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、火葬を実施。

※ 「適切に感染対策」は、ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること、基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底すること等

遺体に触れたら、自身の顔などを触れる前に手洗い等の手指衛生を行う。

この場合、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた遺体とそれ以外の遺体で火葬時間帯を分ける必要はなく、遺族等の動線分離も必要ない。

拾骨において、適切に感染対策を実施

遺族等の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、拾骨を実施。

※ 「適切に感染対策」は、ガイドラインに記載している、基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底すること等 遺骨から感染することはなく、拾骨時の遺骨に対する感染対策は必要ない。

納棺、通夜、葬儀、火葬、拾骨への遺族等の参列に当たっては、基本的な感染対策を実施

基本的な感染対策：体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等

濃厚接触者が葬儀、火葬等に参列される場合、その方の検査の状況を踏まえつつ、特に基本的な感染対策を徹底。

